

事務連絡

平成24年10月31日

別記 各関係団体 御中

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課
厚生労働省保険局総務課

平成25年度以降に実施される特定健康診査等におけるヘモグロビンA1c検査結果の
受診者への結果通知、保険者への結果報告及び国への実績報告について

特定健康診査・特定保健指導の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年8月31日に開催された「実務担当者による特定健診・特定保健指導に関するワーキンググループ（第4回）」において、別紙1のとおり、平成25年度以降に実施される特定健康診査においてヘモグロビンA1c検査が実施された場合の受診者への結果通知及び保険者への報告は、NGSP値で行うことが確認合意されました（注）。

これを踏まえ、ヘモグロビンA1c検査に係る特定健康診査等の受診者への結果通知、保険者への結果報告及び国への実績報告について、具体的には下記のとおり取り扱うこととします。御了知の上、貴管下関係団体又は市町村への周知を図られるとともに、実施に遺漏なきようお願いいたします。

（注）日常臨床等における平成25年度以降の取扱いについては、別紙2のとおり、「平成25年度以降におけるHbA1c国際標準化の運用計画」（平成24年10月24日 日本糖尿病学会

www.jds.or.jp/common/fckeditor/editor/filemanager/connectors/php/transfer.php?file=/uid000025_48624131635F32303132313032342E706466))をご参照下さい。

1. 平成25年4月1日以降に実施される特定健診におけるヘモグロビンA1c検査について、国への実績報告は、NGSP値で行うこと。また、受診者への結果通知及び保険者への結果報告については、NGSP値で行うとともに、NGSP値である旨を明示すること。
保険者から特定健診等の実施について委託を受けた者（以下1において「受託者」という。）がヘモグロビンA1c検査を登録衛生検査所等に再委託した場合、登録衛生検査所等から受託者への結果の報告は、原則として、NGSP値で行うとともに、NGSP値である旨を必ず明示すること。

その際、保険者は受託者に対し、受託者は登録衛生検査所等に対し、それぞれ当該ヘモグロビンA1c検査の委託又は再委託が特定健康診査等の実施のためのものであることを確認すること。



2. 保険者が、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく健康診断（以下「事業主健診」という。）の結果を特定健診の実施結果に代える場合、平成 25 年 4 月 1 日以降に実施される事業主健診におけるヘモグロビン A1c 検査について、事業主への結果報告及び保険者への結果報告は、NGSP 値で行うとともに、NGSP 値である旨を必ず明示すること。

事業主から事業主健診の実施について委託を受けた者（以下 2 において「受託者」という。）がヘモグロビン A1c 検査を登録衛生検査所等に再委託した場合、登録衛生検査所等から受託者への結果の報告は、当事者間で特段の取り決めがない限り、NGSP 値で行うとともに、NGSP 値である旨を必ず明示すること。

その際、事業主は受託者に対し、受託者は登録衛生検査所等に対し、それぞれ当該ヘモグロビン A1c 検査の委託又は再委託が特定健康診査の実施に代える事業主健診のためであることを確認すること。

3. 保険者は、平成 25 年 4 月 1 日以降に実施される人間ドック健診等の特定健康診査以外の健康診断（以下「その他健診」という）の結果を特定健康診査の実施結果に代える場合は上記 1 に、事業主がその結果を事業主健診の実施に代えるために実施し、保険者が特定健康診査の実施に代える場合は上記 2 に、それぞれ準じた取扱いとすること。

その他健診を保険者あるいは事業主以外の主体が実施し、保険者がその結果を特定健康診査の実施に代える場合、平成 25 年 4 月 1 日以降に実施されるその他健診におけるヘモグロビン A1c 検査について、保険者への結果報告は、国への実績報告が NGSP 値で行うことを踏まえ、適切に対応すること。

4. 平成 25 年 3 月 31 日以前に実施される特定健診の受診者への結果通知、保険者への結果報告及び国への実績報告並びに事業主健診の事業主への結果報告及び保険者への結果報告等を平成 25 年 4 月 1 日以降に行う場合、従来と同様、JDS 値のみで行う。

(以上)

平成 25 年度以降に実施される特定健診における
HbA1c 検査の結果通知・報告について

平成 24 年 8 月 31 日

平成 25 年度以降に実施される特定健診における HbA1c 検査の受診者への結果通知・保険者への報告に関しては、「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」とりまとめにて、『NGSP 値で行うことについて、今後、実務担当者によるワーキンググループ等で協議する』とされていたところである。

今般、日常臨床及び健診等における NGSP 値の普及状況も踏まえ、ワーキンググループにおいて協議等を行った結果、平成 25 年 4 月 1 日以降に実施される特定健診の結果通知・報告における取扱いは、下記のとおりとする。

記

1. 平成 25 年 4 月 1 日以降に実施される特定健診の受診者に対する結果通知及び保険者への結果報告は、NGSP 値でのみ行う。

保険者から特定健診等の実施について委託を受けた者（以下 1 において「受託者」という。）が HbA1c 検査を登録衛生検査所等に再委託した場合、登録衛生検査所等から受託者への結果の報告は、NGSP 値でのみ行う。

2. 労働安全衛生法に基づく事業主健診の実施によって特定健診の実施に代える場合、平成 25 年 4 月 1 日以降に実施される事業主健診の事業主への結果報告及び事業主から保険者への結果報告は、NGSP 値でのみ行う。

事業主から事業主健診の実施について委託を受けた者（以下 2 において「受託者」という。）が HbA1c 検査を登録衛生検査所等に再委託した場合、登録衛生検査所等から受託者への結果の報告は、NGSP 値でのみ行う。

3. 平成 25 年 3 月 31 日以前に実施される特定健診の受診者に対する結果通知及び保険者への結果報告並びに事業主健診の事業主への結果報告及び事業主から保険者への結果報告等を平成 25 年 4 月 1 日以降に行う場合、従来と同様、JDS 値でのみ行う。

(以上)

平成 25 年度以降における HbA1c 国際標準化の運用計画

2012 年 10 月 24 日

日本糖尿病学会

平成 24 年 4 月 1 日から実施された日常臨床及び特定健診・保健指導における HbA1c 国際標準化は、厚生労働省・日本医師会・保険者団体を初めとする多くの関係団体との協議を重ねてその基本方針を定めるとともに、事前に準備活動を行い且つ様々な周知活動を今なお継続的に行うことにより、これまでのところ大きな混乱無く進行している。

平成 24 年 4 月 1 日以降の国際標準化基本方針においては、

- ・日常臨床における NGSP 値と JDS 値を当面併記
- ・平成 25 年 4 月 1 日以降の特定健診・保健指導における HbA1c 値の表記については関係者間で協議

となっている。我が国における HbA1c の国際標準化をさらに推進するには、HbA1c 表記を NGSP 値に統一することが望ましく、これに向けての今後の運用計画を考えた場合、

- ・ここまでの HbA1c 国際標準化が測定機器の認証や医療現場の状況を含めて比較的順調に進行していること
 - ・特定健診・保健指導については特定健診等実施計画の上で 5 年に一度行われるシステム改修にあわせた変更が望ましいこと
- を勘案し、関係諸団体とも協議の上、以下のような基本方針を決定した。

1. 基本方針

平成 25 年 4 月 1 日をもって、日常臨床・健診等全ての分野で、NGSP 値の使用がなされることから、NGSP 値単独表記・使用を推進する。
平成 26 年 4 月 1 日以降、我が国において使用される HbA1c の表記はすべて NGSP 値のみとする。日常臨床等における JDS 値の併記は原則として同日以降行わない。

特定健診等実施計画におけるシステム改修の日程を勘案し、また平成 26 年 4 月 1 日の HbA1c 完全移行を円滑に進めるために、平成 25 年度以降における HbA1c 国際標準化の運用計画は以下の通りとする。

2. 平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

- (1) 日常臨床等において、NGSP 値単独表記を推進する。現在、併記されている施設においては、単独表記に向けて平成 26 年 4 月 1 日までに移行を完了する。
- (2) 特定健診については、厚生労働省「実務担当者による特定健診・特定保健指導に関するワーキンググループ」において確認合意されたとおり、平成 25 年 4 月 1 日から保険者・受診者への結果報告のいずれも、NGSP 値のみで行う。検査機関（登録衛生検査所）が特定健診のフォーマットに結果を記載（印字）して医療機関に返却する場合も NGSP 値のみで行う。
- (3) 日常臨床・健診等全ての分野で NGSP 値の使用がなされる平成 25 年 4 月 1 日以降の日常臨床等における単独表記推進、平成 26 年 4 月 1 日までの完全移行については、我が国の関係諸機関・団体に対し、本運用計画への協力要請および、本運用計画の周知を十分に行う。
- (4) 受診者への結果通知は、ほとんどの場合 NGSP 値単独になるものと思われるので、受診者が自ら過去のデータとの比較ができるように、NGSP 値から JDS 値への換算や HbA1c の意味についての啓発資料を日本糖尿病学会が準備する。

3. 平成 26 年 4 月 1 日以降

平成 26 年 4 月 1 日をもって、我が国において使用される HbA1c の表記をすべて NGSP 値のみとし、日常臨床等における JDS 値の併記は行わない。

なお、平成 25 年度中における「本運用計画周知」については、

- ・本計画に関する説明書類を関係団体へ送付する
 - ・我が国の糖尿病に最も広く用いられている本学会編の「糖尿病治療ガイド」を平成 25 年度に部分改訂して、その中で本運用計画を解説し注意を喚起して徹底を図る
 - ・本学会から平成 25 年度内に発行される「科学的根拠に基づく糖尿病診療ガイドライン」において、本運用計画を詳細に解説し注意を促す
- 等を行ってゆく。さらに、関係団体とも連携して、必要なポスター・リーフレットの配布や各種啓発活動の実施を検討する。

「日常臨床及び特定健診・保健指導におけるHbA1c国際標準化の
基本方針及びHbA1c表記の運用指針(平成24年1月5日)」抜粋

JDS値からNGSP値への換算早見表

HbA1c(JDS)	HbA1c(NGSP)	HbA1c(JDS)	HbA1c(NGSP)	HbA1c(JDS)	HbA1c(NGSP)	HbA1c(JDS)	HbA1c(NGSP)
JDS(%)	NGSP(%)	JDS(%)	NGSP(%)	JDS(%)	NGSP(%)	JDS(%)	NGSP(%)
4.0	4.4						
4.1	4.4	7.1	7.5	10.1	10.6	13.1	13.6
4.2	4.5	7.2	7.6	10.2	10.7	13.2	13.7
4.3	4.6	7.3	7.7	10.3	10.8	13.3	13.8
4.4	4.7	7.4	7.8	10.4	10.9	13.4	13.9
4.5	4.8	7.5	7.9	10.5	11.0	13.5	14.0
4.6	4.8	7.6	8.0	10.6	11.1	13.6	14.1
4.7	4.9	7.7	8.1	10.7	11.2	13.7	14.2
4.8	5.0	7.8	8.2	10.8	11.3	13.8	14.3
4.9	5.1	7.9	8.3	10.9	11.4	13.9	14.4
5.0	5.2	8.0	8.4	11.0	11.5	14.0	14.5
5.1	5.3	8.1	8.5	11.1	11.6	14.1	14.6
5.2	5.4	8.2	8.6	11.2	11.7	14.2	14.7
5.3	5.5	8.3	8.7	11.3	11.8	14.3	14.8
5.4	5.6	8.4	8.8	11.4	11.9	14.4	14.9
5.5	5.7	8.5	8.9	11.5	12.0	14.5	15.0
5.6	5.8	8.6	9.0	11.6	12.1	14.6	15.1
5.7	5.9	8.7	9.1	11.7	12.2	14.7	15.2
5.8	6.0	8.8	9.2	11.8	12.3	14.8	15.3
5.9	6.1	8.9	9.3	11.9	12.4	14.9	15.4
6.0	6.2	9.0	9.4	12.0	12.5	15.0	15.5
6.1	6.3	9.1	9.5	12.1	12.6	15.1	15.6
6.2	6.4	9.2	9.6	12.2	12.7	15.2	15.7
6.3	6.5	9.3	9.7	12.3	12.8	15.3	15.8
6.4	6.6	9.4	9.8	12.4	12.9	15.4	15.9
6.5	6.7	9.5	9.9	12.5	13.0	15.5	16.0
6.6	6.8	9.6	10.0	12.6	13.1	15.6	16.1
6.7	6.9	9.7	10.1	12.7	13.2	15.7	16.2
6.8	7.0	9.8	10.2	12.8	13.3	15.8	16.3
6.9	7.1	9.9	10.3	12.9	13.4	15.9	16.4
7.0	7.2	10.0	10.4	13.0	13.5	16.0	16.5

<別紙3>

注:NGSP(%)=1.02×JDS(%)+0.25% 小数点以下第三位まで計算し第二位を四捨五入

NGSP値からJDS値への早見表

HbA1c(NGSP)	HbA1c(JDS)	HbA1c(NGSP)	HbA1c(JDS)	HbA1c(NGSP)	HbA1c(JDS)	HbA1c(NGSP)	HbA1c(JDS)
NGSP(%)	JDS(%)	NGSP(%)	JDS(%)	NGSP(%)	JDS(%)	NGSP(%)	JDS(%)
4.0	3.7						
4.1	3.8	7.1	6.7	10.1	9.7	13.1	12.6
4.2	3.9	7.2	6.8	10.2	9.8	13.2	12.7
4.3	4.0	7.3	6.9	10.3	9.9	13.3	12.8
4.4	4.1	7.4	7.0	10.4	9.9	13.4	12.9
4.5	4.2	7.5	7.1	10.5	10.0	13.5	13.0
4.6	4.3	7.6	7.2	10.6	10.1	13.6	13.1
4.7	4.4	7.7	7.3	10.7	10.2	13.7	13.2
4.8	4.5	7.8	7.4	10.8	10.3	13.8	13.3
4.9	4.6	7.9	7.5	10.9	10.4	13.9	13.4
5.0	4.7	8.0	7.6	11.0	10.5	14.0	13.5
5.1	4.8	8.1	7.7	11.1	10.6	14.1	13.6
5.2	4.9	8.2	7.8	11.2	10.7	14.2	13.7
5.3	4.9	8.3	7.9	11.3	10.8	14.3	13.8
5.4	5.0	8.4	8.0	11.4	10.9	14.4	13.9
5.5	5.1	8.5	8.1	11.5	11.0	14.5	14.0
5.6	5.2	8.6	8.2	11.6	11.1	14.6	14.1
5.7	5.3	8.7	8.3	11.7	11.2	14.7	14.2
5.8	5.4	8.8	8.4	11.8	11.3	14.8	14.3
5.9	5.5	8.9	8.5	11.9	11.4	14.9	14.4
6.0	5.6	9.0	8.6	12.0	11.5	15.0	14.5
6.1	5.7	9.1	8.7	12.1	11.6	15.1	14.6
6.2	5.8	9.2	8.8	12.2	11.7	15.2	14.7
6.3	5.9	9.3	8.9	12.3	11.8	15.3	14.7
6.4	6.0	9.4	9.0	12.4	11.9	15.4	14.8
6.5	6.1	9.5	9.1	12.5	12.0	15.5	14.9
6.6	6.2	9.6	9.2	12.6	12.1	15.6	15.0
6.7	6.3	9.7	9.3	12.7	12.2	15.7	15.1
6.8	6.4	9.8	9.4	12.8	12.3	15.8	15.2
6.9	6.5	9.9	9.5	12.9	12.4	15.9	15.3
7.0	6.6	10.0	9.6	13.0	12.5	16.0	15.4

注:JDS(%)=0.980×NGSP(%)−0.245% 小数点以下第三位まで計算し第二位を四捨五入

(別記)

団体名
保険者及びその中央団体
社団法人 国民健康保険中央会
健康保険組合連合会
社団法人 全国国民健康保険組合協会
全国健康保険組合協会
日本私立学校振興・共済事業団
社団法人 地方公務員共済組合協議会
共済組合連盟
事業主及び事業主健診の実施団体
社団法人 日本経済団体連合会
東京商工会議所(日本商工会議所と連記)
全国中小企業団体中央会
中央労働災害防止協会
都道府県
都道府県医療構造改革担当部
地方厚生(支)局(社会)保険課
都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部(局)
都道府県・指定都市国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管課(部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
医療機関等の健診を実施する機関
社団法人 日本医師会
社団法人 日本病院会
社団法人 全日本病院協会
公益財団法人 結核予防会
財団法人 予防医学事業中央会
一般社団法人 日本総合健診医学会
公益社団法人 日本人間ドック学会
公益社団法人 全国労働衛生団体連合会
公益社団法人 日本看護協会
社団法人 日本栄養士会
医療機関等から一部の検査の実施を委託される登録衛生検査所
一般社団法人 日本臨床検査医学会
社団法人 日本臨床衛生検査技師会
特定非営利活動法人 日本臨床検査標準協議会
社団法人 日本衛生検査所協会
その他関係団体
社会保険診療報酬支払基金
一般社団法人 保険医療福祉情報システム工業会

事務連絡「平成 25 年度以降に実施される特定健康診査及び特定保健指導
に関する記録の取扱い等について」に関する Q & A

Q 1 今回の事務連絡は、どのような先に送付されるのか。事業主への周知はどのように
考えているのか。

A 1 今回の事務連絡は、

- ①保険者及びその中央団体
- ②事業主及び事業主健診の実施団体
- ③都道府県
- ④医療機関等の健診を実施する機関
- ⑤医療機関等から一部の検査の実施を委託される登録衛生検査所
- ⑥特定健診・保健指導の費用決裁を行う代行機関

といった先について、厚生労働省から、あるいは関係団体を通じて周知を図ることとし
ており、事業主健診については、厚生労働省の労働部局とも連携の上、送付することと
している。

Q 2 NGSP 値と従来使用していた JDS 値との関係はどのようになっているのか。

A 2 NGSP 値は、従来の JDS 値との関係式 $NGSP=1.02 \times JDS+0.25$ で表される値と
なる。なお、日本糖尿病学会が発表している JDS 値から NGSP 値への換算早見表等は
別紙 3 のとおりであるので、参照されたい。

Q 3 事務連絡の記 2 では、「当事者間で特段の取り決めがない限り」、事業主健診に関す
る登録衛生検査所等から医療機関等への HbA1c 検査の結果報告は NGSP 値で行うこと
とされているが、この「特段の取り決め」とはどのようなものを想定しているのか。

A 3

1. 平成 25 年 4 月 1 日より、特定健診における HbA1c 検査の結果報告は、NGSP 値での
み行うこととされている。他方で、日常臨床等については、A 1 2 のとおり、NGSP 値
の「単独表記に向けて平成 26 年 4 月 1 日までに移行を完了する」こととされた。特に
平成 25 年度においては、日常臨床等と特定健診とで異なる取扱いが行われることがあ
りうることから、厳に正確なデータの授受が当事者間で行われる必要がある。
2. こうしたことから、平成 25 年度以降、特定健診における HbA1c 検査を医療機関等か
ら再委託された登録衛生検査所等においては、原則として結果報告は NGSP 値での
み行うこととする。
3. その一方、登録衛生検査所等と医療機関等とのデータ授受方法については、当事者間
で様々な形態があると想定され、医療機関等において、特定健診に関連する検査であっ
ても NGSP 値と JDS 値が併用されて報告されることを望む場合などが考えられる。
4. こうしたことから、登録衛生検査所等から医療機関等に対する、特定健診に係る HbA1c

検査の結果報告は、平成 25 年度以降においては、保険者は、NGSP 値以外に基づく HbA1c 検査結果を受領することがシステム上できないことから、NGSP 値でのみ行うことを原則としつつ、当事者間での取り決めにより、NGSP 値と JDS 値の併用などによる報告もありうることにする。いずれにしても、どの値が NGSP 値であることを明示した方法で報告されることが必要である。

Q 4 医療機関等への報告様式上、NGSP 値であることを明示できない登録衛生検査所等があった場合、どのような対応をする必要があるか。

A 4

1. 仮に保険者から特定健診等の実施について委託を受けた者（以下、「受託者」という。）から、NGSP 値か JDS 値かといった明示がなく、HbA1c 検査の結果が保険者に対し 1 つの値で報告された場合、保険者はその値が NGSP 値であるのか JDS 値であるのかを確認できないこととなる。そのため、登録衛生検査所等から医療機関等への報告様式上、どの値が NGSP 値かが明示された形式で報告されることが原則である。
2. どうしても報告様式に記載できない場合においても、登録衛生検査所等から報告する値が NGSP 値であることを示す書面を別に医療機関等へ配るなど、検査結果が NGSP 値であることを医療機関等に対して何らかの方法により明示することが必要である。

Q 5 この事務連絡の内容にも拘らず、NGSP 値であることが明示されない検査結果が登録衛生検査所等から医療機関等に対して報告された場合、どのように対応するのか。

A 5 平成 25 年度以降において、仮に NGSP 値なのか、JDS 値なのかの明示が全くなされず、その他の代替手法もとられずに、HbA1c 検査の結果が 1 つの値でのみ登録衛生検査所等から医療機関等へ報告された場合は、この登録衛生検査所等が 25 年度以降における取扱いを了知していない可能性が高いため、医療機関等は、当該登録衛生検査所等に当該値が NGSP 値であるか否かを確認していただきたい。

Q 6 NGSP 値に基づく HbA1c 検査結果を出力できることが、平成 25 年度以降の保険者からの特定健診の委託要件となるのか。

A 6 保険者から特定健診の委託を受けた受託者については、「電磁的方法により作成された特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の取扱いについて（平成 20 年 3 月 28 日健発第 0328024 号・保発第 0328003 号健康局長・保険局長通知）」を年度内に改正し、NGSP 値に基づく HbA1c の検査項目に付番された JAC10 コードを指定して、保険者に報告することを求める予定である。したがって、平成 25 年度以降においては、受託者は、HbA1c 検査の結果報告は NGSP 値で行わなければならない。

Q7 NGSP 値に基づく HbA1c 検査結果を出力できない受託者を用いた場合、保険者の健診受診率の算定対象外となるのか。

A7 A6のとおり、受託者は、平成25年度以降においては、HbA1c検査の結果報告をNGSP値でのみ行わなければならないが、仮にNGSP値以外のJLAC10コードが付番された値に基づくHbA1c検査結果を報告したとしても、システム上、保険者は受け取ることができないことから、受診率の算定には含まれないこととなる。

Q8 NGSP 値に基づく HbA1c 検査結果を出力できない受託者に対する特定健診の実施に係る費用決済はどのようになるのか。

A8 平成25年度以降においては、保険者は、NGSP値以外に基づくHbA1c検査結果を受領することがシステム上できないことから、NGSP値に基づく検査結果を報告できない受託者については、その特定健診の結果報告を保険者に行うことはできず、したがって保険者から特定健診の実施に係る費用の支払いを受けることもできない。

この場合、当該受託者は、NGSP値以外に基づく検査結果をNGSP値に換算した上で報告することにより、保険者から特定健診の実施に係る費用の支払いを受けることができる。

Q9 特定健診の実施について、平成25年度以降、NGSP 値に基づく HbA1c 検査結果を出力できない受託者を保険者が用いた場合、国庫補助の対象外となるのか。

A9 現行、特定健診の国庫補助については、保険者において実施率に算定しているか否かに拘らず、特定健診の実施基準に定められた項目の検査を実施したか否かに基づいて交付することとなるため、受託者がNGSP値に基づくHbA1c検査結果を出力できないことによって、直ちにその受託者が実施した特定健診について国庫補助の対象外となることはない。

ただし、A7のとおり、NGSP値に基づくHbA1c検査結果を出力できない受託者は、保険者への特定健診の結果報告を行うことができず、そのため実施に係る費用の支払いも行われなことから、実質的に国庫補助は行われなことになる。

国庫補助の対象となるには、上記A8のとおり、受託者はNGSP値以外に基づく検査結果を、NGSP値に換算した上で報告することが必要となる。

Q10 事業主健診の委託先選定において、NGSP 値に基づく HbA1c 検査結果を出力できることは、必須要件とならないと理解してよいか。

A10 現行、事業主健診について委託先選定の基準は特に定められておらず、NGSP値に基づくHbA1c検査結果を出力できることを事業主健診の委託先の必須要件とはしないが、保険者においてはNGSP値以外に基づく検査結果の報告はシステム上受け取ることができないことから、事業主から保険者に対しては、NGSP値に基づく検査結果が提出

される必要がある。

Q11 事務連絡の記2では、「保険者が、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく健康診断（以下「事業主健診」という。）の結果を特定健診の実施結果に代える場合、平成25年4月1日以降に実施される事業主健診におけるヘモグロビンA1c検査について、事業主への結果報告及び保険者への結果報告は、NGSP値で行うとともに、NGSP値である旨を必ず明示すること。」とあるが、事業主健診がJDS値の表記によって行われた場合、事業主がJDS値をNGSP値に変換して保険者に健診結果を報告することになるのか。

A11

1. 事業主から保険者へのデータ提供について、提供の形式には様々なものがあると考えられるが、保険者においては、システム上、NGSP値以外に基づくHbA1c検査の報告は受け取ることができないことから、事業主においては、どの値がNGSP値かを明示してデータ提供を行う必要がある。
2. そのため、事業主健診においても、特定健診に代えるために行う場合には、事業主から医療機関等に対し、あるいは、医療機関等がHbA1c検査を登録衛生検査所等に外部委託する場合には、医療機関等から登録衛生検査所等に対し、どの値がNGSP値であることを明示して報告することを求めた上で、保険者に対してもNGSP値であることを明示して報告を行う必要がある。

Q12 平成25年度以降の日常臨床におけるHbA1cの取扱いはどのようになるのか。

A12 日常臨床における平成25年度以降の取扱いについては、日本糖尿病学会等において検討が進められた結果、「日常臨床等において、NGSP値単独表記を推進する。現在、併記されている施設においては、単独表記に向けて平成26年4月1日までに移行を完了する。」とされたところ。詳細は日本糖尿病学会に照会されたい。

本事務連絡にかかるお問い合わせは下記までお願いいたします。

【担当者】

保険局総務課

医療費適正化対策推進室

富安、柿澤

03-5253-1111(3228)

健康局がん対策・健康増進課

森

03-5253-1111(2974)